

同意書

私 (以下「甲」という) は、株式会社 4DT (以下「乙」という) が運営する Web サイト「Spinart (スピナート)」(以下「本サイト」という) の連載記事ページに記事執筆するにあたり、以下の各項目について同意したことを証します。

1. ここで扱われる連載記事とは、記事本文となるテキスト、そのテキストのタイトル、そのテキストに付随する写真画像等の素材の総称とする (以下「連載記事」という)。

2. 甲は、連載記事の執筆を、原則として毎月、下限本数を 1 本、上限本数を 5 本とする頻度で実行する。ただし、乙が認めた場合においてはこの限りではない。

3. 甲は、連載記事を、乙が定めた方法に従って執筆し、乙が定めた素材を送付するものとする。

4. 甲の執筆料は連載記事 1 本あたり 3,341 円とし、乙は、この金額から源泉徴収税分を差し引いた後、3,000 円を甲宛に支払う。

5. 甲は、毎月月末締めを以て、その月の連載記事送付本数に応じた原稿料の請求を乙宛に送付する。

(1) 請求を発生させることのできる連載記事は、その時点で本サイト上に掲載されているもののみを対象とする。よって、既に原稿は送付されているものの未だ掲載されていないもの、もしくは、乙が掲載不可と判断したものについては請求対象にならないものとする。

(2) 請求書の送付期日は翌月 10 日までとし、それに間に合わなかった場合、その請求分はさらに翌月に繰り越されるものとする。

(3) 請求書の送付は原則として、PDF 形式による電子ファイルを、乙が指定するメールアドレス宛に送信することによって行う。

(4) 乙は、受領した請求書を確認し、翌月月末までに、甲の指定口座に請求金額を支払う。

(5) その際乙は、源泉徴収税分を差し引いた金額を支払うものとする。

6. 執筆期間は、この同意書記載の日付から起算し以後 6 ヶ月間とする。

(1) 期間満了日の前 1 ヶ月より以前に、甲乙いずれかより、期間満了とともに執筆を終了する旨意思表示がない場合、その後 6 ヶ月ごとに自動で継続される。

(2) 期間満了後においても、期間内に掲載した連載記事および執筆者情報等は、継続して掲載される。ただし、継続または掲載停止については、すべて乙側で判断するものとする。

7. 甲が乙宛に送付した連載記事の著作権は、乙に送付した後であっても甲に帰属する。

(1) 甲は乙に対し、本サイトへの掲載に限って使用を許可するものとする。

(2) 乙は、甲から受領した連載記事を、本サイトへの掲載以外の目的で使用しない。ただし、甲が認めた場合においてはこの限りではない。

8. 甲は、乙宛に送付した連載記事内のすべてにおいて第三者の著作権を侵害していないことを補償する。

(1) 連載記事の本サイトへの掲載後において、第三者より、著作権侵害に関する申し立てがあった場合、甲は自らの責任においてこれに対応するものとする。

(2) 甲は、第三者より著作権侵害に関する申し立てがあった場合、その真否を問わず、乙が速やかに当該連載記事の掲出を取りやめることを認めるものとする。

9. 甲は、乙宛に送付した連載記事の本サイトへの掲載に関して、乙が下したいかなる判断にも異議を申し立てないものとする。

10. 以上各項に記載の無い事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

令和 年 月 日

甲：住所

氏名

印

振込先口座

銀行 支店 口座種別 (普通・当座)

口座番号

口座名義 (カナ)